

令和4年7月20日

廿日市市協働によるまちづくり審議会
会長 山川 肖 美 様

廿日市市長 松本 太郎

廿日市市協働によるまちづくり基本条例の改廃に関すること
について（諮問）

廿日市市協働によるまちづくり基本条例（平成24年条例第3号）第17条
第2項の規定により、次のとおり諮問します。

1 諮問事項

廿日市市協働によるまちづくり基本条例の改廃に関すること

2 諮問理由

本市は、平成24年3月に廿日市市協働によるまちづくり基本条例を制定、
同年4月に施行し、市民と市民、市民と行政とのつながりを大切にした暮ら
しやすい豊かな地域社会の実現を目指してきたところです。

これまで、まちづくり交流会や情報交換会などの開催により、まちづくり
を行う人と人、団体と団体のつながりが生まれ、まちづくりのネットワーク
の広がりが進みました。また、地域自治組織では、それぞれの地域特性や資
源を生かして、多様な主体と協力しながら、いつまでも住み続けられるまち
づくりに向けた取組が行われてきました。さらには、各種イベント等への青
少年の参画や地域で子どもを育てる体制づくりなどの実施により、次代を担
う世代の育成が進み、また、まちづくり活動の拠点である市民活動センター
や市民センターなどで行われる生涯学習や社会教育をとおして、まちづくり
活動に係る知識や技術などの学びが見られており、学んだ知識や技術がまち
づくりに生かされ、学んだ人同士が交流することで、地域の課題を一緒に協
力し、解決する自主的な活動につながってきました。

一方で、私たちを取り巻く社会環境は、人口減少や少子・超高齢化、DX
（デジタルトランスフォーメーション）、グローバル化、自然環境問題など
が進展し、また、個人においても価値観やライフスタイルなどが多様化して
おり、持続可能なまちづくりに向けて、つながりを絶やさないことが必要で
あると考えられます。

廿日市市協働によるまちづくり基本条例を施行して10年が経過した今、
これまでの協働によるまちづくりの実施状況や、今日の私たちを取り巻く、
又は今後予測される社会経済情勢の変化などにこの条例が沿っているか、検
証することについてご審議をお願いします。